

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について」に対する関係河川使用者や
関係地方公共団体からの回答について

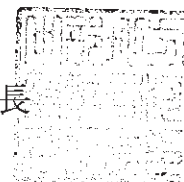
平成 25 年 6 月
国土交通省 中部地方整備局



国部整河計第50号
平成24年11月2日

農林水産省 東海農政局
農村計画部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

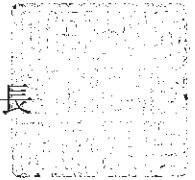
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

農林水産省 東海農政局
整備部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

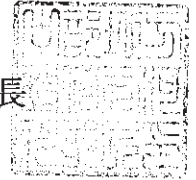
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

愛知県 地域振興部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

愛知県 建設部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

愛知県 企業庁長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

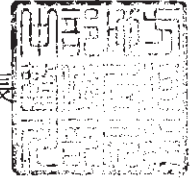
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

岐阜県 農政部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

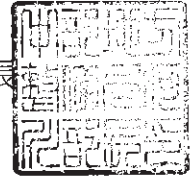
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

岐阜県 県土整備部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

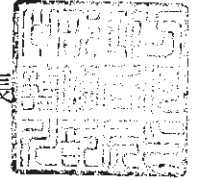
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

岐阜県 都市建築部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

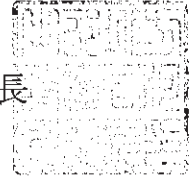
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

三重県 地域連携部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

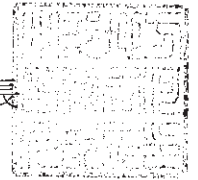
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

三重県 県土整備部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

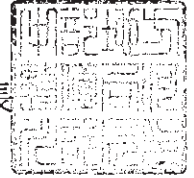
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

三重県 企業庁長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

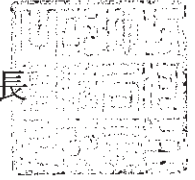
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

長野県 建設部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

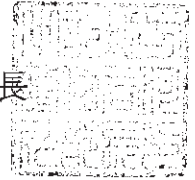
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

名古屋市 上下水道局長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

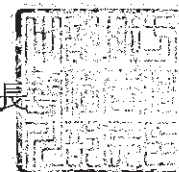
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

恵那市 建設部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

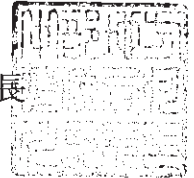
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

独立行政法人水資源機構
中部支社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

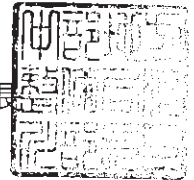
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

関西電力株式会社
代表取締役社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

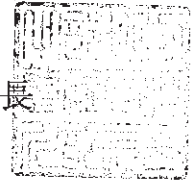
つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第50号
平成24年11月2日

中部電力株式会社
代表取締役社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

国土交通省中部地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このため、中部地方整備局では、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、新丸山ダムが目的としている治水及び流水の正常な機能の維持について、複数の対策案を立案しご説明しました。これらに対して、本検討の場の構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に概略評価により対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（治水及び流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴職に関係する対策案についてご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、ご意見を踏まえて評価軸毎の評価、目的別の総合評価を検討することになります。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

【ご意見を頂く対策案】

1. 治水対策案

治水対策案 1 及び 1 2 における「ダムの有効活用」

- ① 対策案 1：ダムの有効活用（丸山ダム：発電容量買い上げ＋利水ダム：かさ上げ及び発電容量買い上げ）
- ② 対策案 1 2：ダムの有効活用（丸山ダム：発電容量買い上げ）＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採

2. 流水の正常な機能の維持対策案

- ① 新丸山ダム（変更計画（案））
- ② 対策案 2：ダム再開発（かさ上げ）
- ③ 対策案 3：他用途ダム容量の買い上げ
- ④ 対策案 8：既得水利の合理化・転用
- ⑤ 対策案 9：ダム使用権等の振替＋ダム再開発（かさ上げ）
- ⑥ 対策案 1 0：既設丸山ダムに予備放流方式を採用

3. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

平成24年11月16日（金）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

【治水対策案】

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 （担当：[REDACTED]）
TEL(代) 052-953-8148 FAX 052-953-8351

【流水の正常な機能の維持対策案】

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課 （担当：[REDACTED]）
TEL(代) 052-953-8151 FAX 052-953-8471

(別添 2 : 意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先 (T E L)	
④ご意見	

24海計第245号
平成24年11月14日

国土交通省中部地方整備局
河川部長 殿

東海農政局農村計画部長
整備部長

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能
の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号で照会のあった標記の件について
別添のとおり意見を提出します。



問い合わせ先

東海農政局

農村計画部 農村振興課

水利計画官

水利調整係長

〒460-8516

名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL : 052-223-4630

FAX : 052-220-1681

(別添)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	農林水産省東海農政局
②担当者名	東海農政局 農村計画部 農村振興課 水利計画官 XXXXXXXXXX
③連絡先(TEL)	052-223-4630 (直通)
④意見 2. 流水の正常な 機能の維持対策案 ④既得水利の合理 化・転用について	農業用水は、営農に必要な最低限の用水量となっています。 水管理については、水路の漏水対策を行うほか、農業用水の反復 利用や番水を行い、節水に努めております。 したがって、既得水利の合理化・転用は困難です。

24土水第938号

平成24年11月27日

国土交通省中部地方整備局河川部長 殿

愛知県地域振興部長

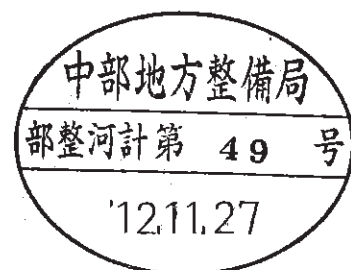
新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の
正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について (回答)

平成24年11月2日付け国部整河計第50号の照会について、別添のとおり回答
します。

担当 土地水資源課

水資源計画調整グループ

電話 052-954-6121



(別添：意見提出様式)

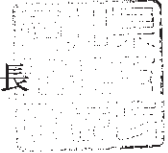
新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	愛知県地域振興部
②担当者名	土地水資源課 水資源計画調整グループ
③連絡先(TEL)	052-954-6121
④ご意見	流水の正常な機能の維持（対策案8及び対策案9）について、 ・ 渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することが必要と考えており、検討に際しては配慮されたい。 ・ また、本県利水に係る他の関係河川使用者の意見に配慮されたい。

24河第210号
平成24年11月27日

国土交通省中部地方整備局河川部長 殿

愛知県建設部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当 建設部河川課企画グループ
電話 052-954-6553



(別添 2 : 意見提出様式)

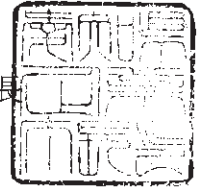
新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	愛知県建設部
②担当者名	河川課企画グループ XXXXXXXXXX
③連絡先 (TEL)	052-954-6553
④ご意見	2-①案について ・変更計画案については、予備放流方式を採用していることから、下流河川の管理体制を含め、適切に運用されることが前提であると考えており、下流河川への影響を十分考慮した検討をお願いしたい。

2.4 水計第 113 号
平成 24 年 11 月 27 日

国土交通省中部地方整備局河川部長 殿

愛知県企業庁長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の
正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について (回答)

平成 24 年 11 月 2 日付け国部整河計第 50 号の照会について、別紙のとおり回答します。

担当 水道部 水道計画課
水利調整グループ
電話 052-954-6679



(別添 2 : 意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	愛知県企業庁
②担当者名	水道計画課 水利調整グループ
③連絡先 (TEL)	0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 7 9
④ご意見	流水の正常な機能の維持対策案 (対策案 8, 9) について 既得水利の合理化・転用及びダム使用権等の振替は、渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することを困難にするものと考えます。

農整第601号
平成24年11月7日

国土交通省中部地方整備局
河川部長 様

岐阜県農政部長



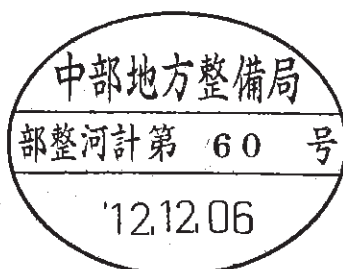
新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の
正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号で依頼のありました標記の件
について、下記のとおり意見を提出します。

記

○「流水の正常な機能の維持対策案」の「④対策案8：既得水利の合理化・
転用」について

関連する農業用水については、営農を行うにあたり必要最低限の取水
を行っており、既得水利の合理化・転用は困難です。



岐阜県 農地整備課 調査計画係	
担当係長	
取扱主任	
電 話	058-272-1111(3189)
F A X	058-278-2701

河第458号
平成24年12月4日

国土交通省中部地方整備局
河川部長 様

岐阜県県土整備部長

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 治水対策案

（1）対策案1：ダムの有効活用について

大井ダム及び笠置ダムのかさ上げに伴う水没範囲の拡大により、新たな家屋移転83戸、付替道路約4,400m等が必要となり、地域に多大な社会的影響が生じることから、不適切である。

2. 流水の正常な機能の維持対策案

（1）新丸山ダム（変更計画（案））について

新丸山ダム（変更計画（案））は、既に用地取得については98%、家屋移転については100%、付替道路については32%が完了している。また、地域の反対意見が無いなど、コスト、実現性の観点から他の代替案に比べ優位である。

（2）対策案2：ダム再開発（かさ上げ）について

大井ダム、笠置ダム及び秋神ダムのかさ上げに伴う水没範囲の拡大により、新たな家屋移転94戸、付替道路約9,600m等が必要となり、地域に多大な社会的影響が生じることから、不適切である。

（3）対策案9：ダム使用权等の振替＋ダム再開発（かさ上げ）について

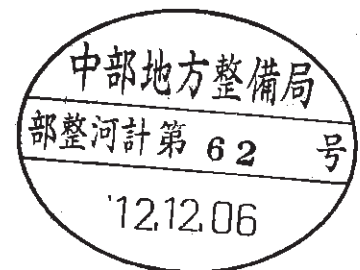
新丸山ダムの代替案とするダム使用権等の振替については、既設の岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム等が考えられるが、これら木曾川水系のダムについては、近年の少雨傾向により安定供給可能量は約6割に低下しており、振替によって渇水被害を高める危険性があるため、不適切である。

(4) 対策案10：既設丸山ダムに予備放流方式を採用について

既設丸山ダムに予備放流方式を採用し不特定容量を確保する考え方については、そもそも治水対策として家屋移転や付替道路など社会的影響が大きい他ダムのかさ上げを前提としたものであり、コストや社会的影響の面から現在の丸山ダムかさ上げ案に比べ著しく不利であり、そのような考えは現実的に成り立たないと考ええる。

結論

これまでに国から示された治水及び流水の正常な機能の維持対策案は、新丸山ダム（変更計画（案））よりコスト的にも実現性においても優位となるものは無く、これ以上検証に時間を費やすことは、流域住民の安全安心の確保、経済性等の観点から極めて不合理であることから、早期に検証を終え、事業を再開されることを強く求める。



企業水第131号
平成24年11月7日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様

岐阜県都市建築部長



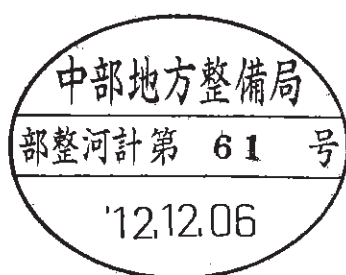
新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の
正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号で照会のありましたこのこと
について、下記のとおり回答します。

記

「流水の正常な機能維持案」の「④対策案8：既得水利の合理化・転用」につ
いて

現在、県営水道が有している水利使用許可は、需要予測に基づく水量により
許可を得ており、現時点において余剰水利はなく、また、漏水等によるロスも
発生しておらず、転用可能な水量は発生していないため、既得水利の合理化・
転用は困難です。



地域第 02-155 号

平成24年11月30日

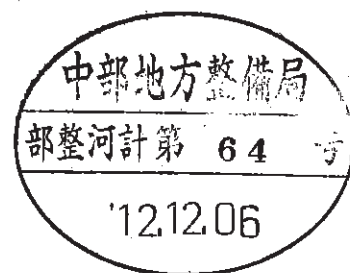
国土交通省中部地方整備局 河川部長 様

三重県 地域連携部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平素は三重県行政にご理解とご協力ありがとうございます。つきましては平成24年11月2日付け国部整河計第50号「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」（照会）について別添の通り回答いたしますのでよろしくお願いします。



(別添：意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

①団体名	三重県 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
②担当者名	■■■■■■■■■■
③連絡先(TEL)	059-224-2010
④意見	2. 流水の正常な機能の維持対策案 対策案9：ダム使用权の振替＋ダム再開発（かさ上げ） 予断を持たずに可能な範囲で代替案を検討される上で、比較案のひとつとして対策案9の考え方は理解できます。検討にあたっては、渇水時等の安定的な水の供給に対して十分な配慮をお願いします。 なお、詳細内容については、今後、対策案9が具体化していく中で、必要に応じて議論するものと認識しています。

県土第 09 - 71 号

平成 24 年 11 月 20 日

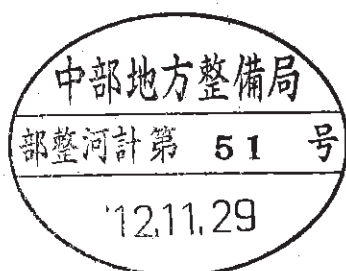
国土交通省中部地方整備局
河川部長 [REDACTED] 様

三重県県土整備部長
[REDACTED]



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成 24 年 11 月 2 日付け国部整河計第 50 号で照会のありました標記につ
きまして、別紙のとおり回答します。



事務担当：県土整備部河川・砂防課
河川開発グループ
TEL 059-224-2730
FAX 059-224-2684

(別添 2：意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における

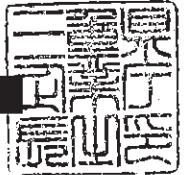
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	三重県県土整備部河川・砂防課
②担当者名	■■■■■
③連絡先(TEL)	0 5 9 - 2 2 4 - 2 7 3 0
④ご意見	この度、照会のありました『治水及び流水の正常な機能の維持対策案』につきましては、 第 4 回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会の構成員として意見を述べています。 また、新丸山ダム(変更計画(案))におきましても、これまでの検討の場、幹事会での意見を十分尊重していただきますようお願いいたします。

三企第03-21号
平成24年11月30日

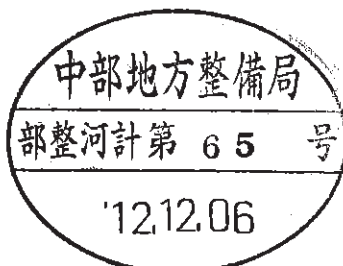
国土交通省中部地方整備局
河川部長 [REDACTED] 様

三重県企業庁長
[REDACTED]



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号で照会のありました標記につ
きまして、別紙のとおり回答します。



事務担当：三重県企業庁水道事業課
事業経営グループ
TEL 059-224-2833
FAX 059-224-3043

(別添 2 : 意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	三重県企業庁 水道事業課
②担当者名	事業経営G XXXXXXXXXX
③連絡先 (TEL)	三重県津市広明町13番地 (059-224-2833)
④ご意見	対策案 8 : 既得水利の合理化・転用について 長良川河口堰を水源とする北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）は、北部広域圏広域的水道整備計画及び三重県と受水市が締結した協定書において定められた計画一日最大給水量に基づき、三重県企業庁が実施しています。 当該事業については受水市の需要に応じて無駄のない水管理を行っています。 また、年によっては中勢地域において渇水が生じ、受水市の自己水源の水不足が発生する場合があります。この場合、受水市は水道水の安定供給のため、長良川水系の受水量を増やして対応していることから、その水利権量に余裕はない状況です。 したがって、長良川水系は受水市にとって重要な水源であり、検討されている既得水利の合理化・転用を行うことは困難と考えます。

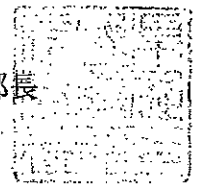


24河第270号

平成24年(2012年)11月29日

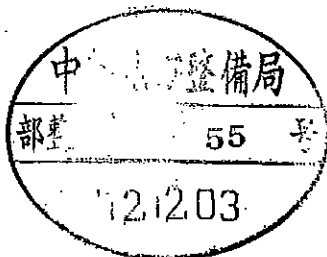
国土交通省中部地方整備局 河川部長 様

長野県 建設部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水・流水の
正常な機能の維持対策案に対する意見の聴取について（回答）

平成24年(2012年)11月2日付け国部整河計第50号で照会のありましたこの
ことについて、別紙のとおり回答致します。



河川課 計画調査係
(課長) (計画調査係長) (担当)
電話: 026-235-7310 内線3446
FAX: 026-225-7069
防災電話: 8-231-3446
E-mail: kasen@pref.nagano.lg.jp

(別添2：意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

① 団体名	長野県 建設部
② 担当者名	河川課 計画調査係 XXXXXXXXXX
③ 連絡先 (TEL)	026-235-7310
④ ご意見	1. 治水対策案 ① 治水対策案1：ダムの有効活用について 治水対策案の評価にあたっては、関係機関等と十分な調整が必要です。また、発電容量の買い上げに伴う、電源立地地域である木曽郡王滝村への影響について考慮願います。

24上計水第25号
平成24年11月16日

国土交通省中部地方整備局
河川部長 [REDACTED] 様

名古屋市上下水道局長
[REDACTED]

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

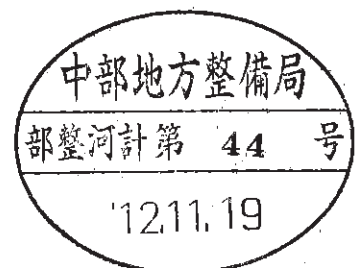
平成24年11月2日付、国部整河計第50号で要請のありました件につきまして
は、別紙のとおり回答いたします。

〔担当〕

上下水道局水道計画課

利水係 [REDACTED]

TEL 972-3655



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

① 団体名	名古屋市上下水道局 技術本部 計画部 水道計画課
② 担当者名	利水係長 XXXXXXXXXX
③ 連絡先 (TEL)	0 5 2 - 9 7 2 - 3 6 5 5
④ ご意見	【流水の正常な機能の維持対策案について】 渇水時においても、必要となる水需要に対して安定した給水を行うことを目標に、水源の確保を考えてきており、こうした点に配慮され、関係する利水者等の状況も踏まえ、木曽三川全体の水の公平な利用の観点から検討をお願いしたい。 渇水時における水利用については、渇水調整協議会の常時設置などにより、平常時から関係者が集まり検討していくことが必要と考えている。

建設第 15236 号

平成 24 年 11 月 16 日

国土交通省中部地方整備局

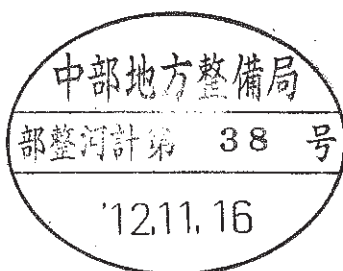
河川部長 [REDACTED] 様

恵那市長 可知義明

(公印省略)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴収について (回答)

平成 24 年 11 月 2 日付け貴第 50 号で依頼のあったことについて、別紙のとおり回答いたします。



担当

恵那市 建設部 建設課

課長 [REDACTED]

TEL 0573-26-2111 (内線) 210

FAX 0573-25-8294

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

①団体名	恵那市															
②担当者名	建設部 建設課長 XXXXXXXXXX															
③連絡先 (TEL)	0573-26-2111 内線 210															
④意見	1、意見を述べる対策案 ・流水の正常な機能の維持対策案（既得水利の合理化・転用） 2、関係する既得水利 (m³/s) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>用 水 名</th><th>用 途</th><th>水利権量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山本用水</td><td>農 水</td><td>0.995</td></tr> <tr> <td>三郷用水</td><td>農 水</td><td>0.660</td></tr> <tr> <td>恵那市工業用水道</td><td>工 水</td><td>0.347</td></tr> <tr> <td>恵那市水道</td><td>上 水</td><td>0.095</td></tr> </tbody> </table> 3、意見 ・既得水利はそれぞれ必要な水であり合理化・転用案には反対である。	用 水 名	用 途	水利権量	山本用水	農 水	0.995	三郷用水	農 水	0.660	恵那市工業用水道	工 水	0.347	恵那市水道	上 水	0.095
用 水 名	用 途	水利権量														
山本用水	農 水	0.995														
三郷用水	農 水	0.660														
恵那市工業用水道	工 水	0.347														
恵那市水道	上 水	0.095														

24中利調第41号

平成24年11月16日

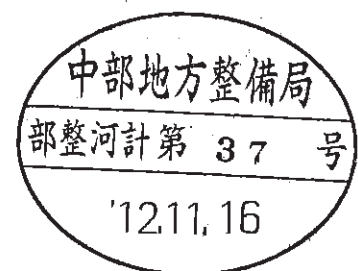
国土交通省中部地方整備局

河川部長 殿

独立行政法人水資源機構 中部支社長

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の
維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年11月2日付け国部整河計第50号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



(別紙)

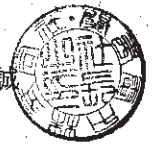
新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

①団体名	独立行政法人水資源機構
②担当者名	中部支社事業部利水調整課長 XXXXXXXXXX
③連絡先(TEL)	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-1 (052-231-7545)
④意見	対策案8 「既得水利の合理化・転用」について 木曽川、長良川に依存する水資源機構管理の各利水においては、毎年、利水者から年度ごとの取水計画の提出を受けて、その時々の水源の状況を勘案し、適切かつ合理的な水管理を行っています。 更に、都市用水では、月毎に使用量の申し込みを受け、また、農業用水では、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて毎日の必要量の申し込みを受け、降雨等があればダム、調整池等からの補給や河川からの取水、ポンプ運転をきめ細かく調整するなど、効率的で無駄のない水管理に努めています。 このような中で、年によっては依然渇水が生じており、水供給に余裕はない状況であるため、転用・合理化を行うことは困難と考えます。 対策案9のうち「ダム使用权等の振替」について 利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。

関 土 建 発 第 123 号
平成 24 年 11 月 16 日

国土交通省 中部地方整備局
河川部長 殿

関西電力株式会社
代表取締役 八木 誠



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

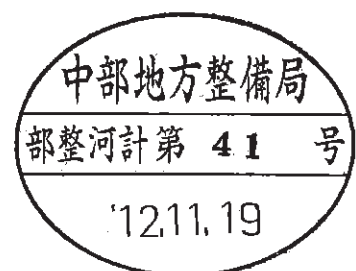
平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 11 月 2 日付 国部整河計第 50 号「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」につきまして、添付のとおり回答いたします。

【添付】

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

以 上



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

①団体名	関西電力株式会社
②担当者名	関西電力株式会社 土木建築室 土木グループ ■■■
③連絡先 (TEL)	06-6441-8821
④意見	1. 「ダムの有効活用」「他用途ダム容量の買い上げ」について (治水対策案1、12 および流水の正常な機能の維持対策案3) 〈回 答〉 水力発電は、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追随性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。 また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需給バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。 このような状況において、貴重な既設水力発電所の容量買い上げは、供給責任を担う弊社として容認できないと考えます。 なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が多大なものとなる対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。 2. 「ダム再開発（かさ上げ）」について (流水の正常な機能の維持対策案2、9) 〈回 答〉 水力発電は、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追随性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。 弊社発電専用利水ダムのかさ上げによる代替案は、発電設備ならびに発生電力（当該ダムの上流に位置する発電所の減電を含む）などへの影響が懸念され、さらに、弊社発電専用利水ダムに不特定容量を付加されることによるダムの管理・運用等においても様々な問題が考えられることから、容易に容認できるものではないと考えます。

なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

3.「既設丸山ダムに予備放流方式を採用」について

(流水の正常な機能の維持対策案 10)

〈回 答〉

水力発電は、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。

既設丸山ダムへ予備放流方式を採用される場合には、上記、水力発電の重要性を鑑み、弊社の丸山・新丸山発電所の設備ならびに発生電力、当該ダムの上流に位置する笠置発電所の発生電力などに大きな影響が及ばないように検討していただくことを要望いたします。さらに、丸山ダムの管理・運用等についても同様に、大きな影響が及ばないように検討していただくことを要望いたします。

なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

以 上

本 用 発 第 10 号

平成24年11月30日

国土交通省 中部地方整備局

河川部長 [REDACTED] 殿

中 部 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長 水野明久
社長執行役員



新丸山ダム建設事業の治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について（回答）

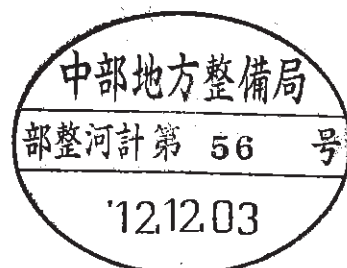
平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月2日付け国部整河計第50号「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」につきまして、添付のとおりご回答致します。

【添付】

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

以 上



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

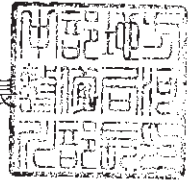
①団体名	中部電力株式会社
②担当者名	用地部風力・水力用地グループ ■■■■
③連絡先 (TEL)	052-973-2717
④意見	1 治水対策案 対策案 1 : ダムの有効活用 (丸山ダム : 発電容量買い上げ + 利水ダム : かさ上げ及び発電容量買い上げ) 水力発電は、純国産で CO₂ を排出しない再生可能エネルギーとして重要な電源であります。さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追随性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。 また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、弊社は中西日本をはじめとした日本全体の需給逼迫の懸念から、弊社エリア内の安定供給を前提とした電力の融通を実施するとともに、お客さまに節電をお願いしている状況にあり、供給力確保に資する水力発電の役割はより一層重要なものとなっております。 さらに、代替電源を確保することが困難な状況であることを踏まえると、弊社の木曽川水系の水力発電所の発電電力量の減少、電力需給の調整能力の低下等の影響を及ぼすこととなる発電容量の買い上げには、同意することはできません。 2 流水の正常な機能の維持対策案 対策案 2 : ダム再開発 (かさ上げ) 対策案 9 : ダム使用権等の振替 + ダム再開発 (かさ上げ) 弊社ダム (秋神) および発電参画しているダム (岩屋) の再開発 (かさ上げ) に係る詳細設計を実施できない現状においては、発電設備および運用 (工事期間中の発電制約を含める) に与える影響は不明確であります。弊社としては再開発により電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております。 したがって、具体化する場合には弊社と事前に十分な調整を実施いただきますようお願いいたします。 対策案 3 : 他用途ダム容量の買い上げ 治水対策案 1 への回答と同じ。 以 上



国部整河計第49号
平成24年11月2日

関西電力株式会社
代表取締役社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
発電参画者に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における 発電参画者に対する意見聴取について

新丸山ダム建設事業につきましては、平成22年9月28日に国土交通大臣から中部地方整備局長に対し、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、現在、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、新丸山ダム事業の検証に係る検討を進めています。

この検証に係る検討を進めるにあたり検討主体(中部地方整備局)は、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに検討することになっており、その評価軸における実現性の評価において、「発電を目的として事業に参画している者への影響程度はどうか」という観点から、発電の目的を有する検証対象ダムにおいて、当該ダム事業以外の流水の正常な機能の維持対策案を実施する場合には、発電を目的としてダム事業に参画している者の目的が達成できなくなるが、その者の意見を聴くとともに、影響の程度をできる限り明らかにすることとなっております。

つきましては、下記により貴職のご意見を照会させていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見照会の内容

新丸山ダム建設事業以外の流水の正常な機能の維持対策案を実施する場合、発電を目的として新丸山ダムに参画している貴職の目的が達成できなくなることに對するご意見

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

3. ご回答期限

平成24年11月16日(金)までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課 (担当：)

TEL(代) 052-953-8151

FAX 052-953-8471

(別添 2 : 意見提出様式)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
発電参画者のご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先 (TEL)	
④ご意見	

関 土 建 発 第 4 号
平成 24 年 11 月 16 日

国土交通省 中部地方整備局
河川部長 殿

関西電力株式会社
代表取締役 八木 誠



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における発電参画者に対する意見聴取について（回答）

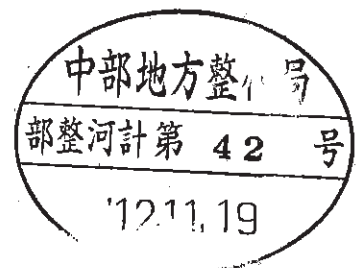
平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 11 月 2 日付 国部整河計第 49 号「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における発電参画者に対する意見聴取について」につきまして、添付のとおり回答いたします。

【添付】

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における発電参画者の意見

以 上



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における

発電参画者の意見

①団体名	関西電力株式会社
②担当者名	関西電力株式会社 土木建築室 土木グループ ■■■■
③連絡先 (TEL)	06-6441-8821
④意見	1.新丸山ダム建設事業以外の流水の正常な機能の維持対策案を実施する場合、発電を目的として新丸山ダムに参画している目的が達成できなくなることにに対する意見 〈回 答〉 水力発電は、純国産の CO₂ を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、弊社としては、今後も再生可能エネルギーの導入に積極的に取組み、純国産エネルギーである水力発電所についても最大限に活用し、電気の低炭素化を加速させていきたいと考えております。 そのような中、新丸山ダム建設事業に伴う既設水力発電所（丸山・新丸山発電所）の増強対策は、弊社の取組みに合致しているものと考えております。 また、東日本大震災以降、電力の需給バランスも厳しい状況が続いていることから、早期に新丸山ダム事業の推進が決定され、新丸山ダム事業により得られる新たなエネルギーの活用が実現化することを望んでおります。 国土交通省におかれましては、検討の場において予断なく事業の見直しを実施されているところではありますが、治水や流水の正常な機能の維持対策案の比較をするにあたり、国のエネルギー政策についてもご配慮頂き、国の政策として総合的にご判断いただけることを要望いたします。 以 上